

12月は、「鹿児島県下一斉国保税滞納整理強化月間」です。

国民健康保険税（国保税）は国保制度を支える貴重な財源です。西之表市を含む県内すべての市町村で、平成30年度から、8月と12月を「**鹿児島県下一斉国保税滞納整理強化月間**」と定め、納税意識を高める取組を実施します。

●取組の内容について

- (1) 電話や文書等による催促、納税相談など
- (2) 財産調査等の滞納整理に関する取組
- (3) 広報活動の強化



●国保税の軽減について

国保加入者の前年中の所得が一定基準以下の世帯の場合、国保税が軽減されます。未申告の場合、所得の判定ができないため法定軽減が適用されません。**未申告の方は、必ず申告を済ませましょう。**

●国保税の減免について

災害により甚大な被害を受けた場合や、廃業または休業等により、前年より大幅に所得の減少が見込まれる場合、納期限が未到来のものについて、被害の程度や所得に応じて減額または免除されます。

ただし、定年退職・自己都合退職の場合は、減免の対象外となります。

●国保の加入・脱退について

国保への加入・脱退の手続きは、原則として本人が市健康保険課で手続きする必要があります（**事業所などから連絡を受けて自動的にされるものではありません**）。手続きをしないと職場の健康保険と国保の二重加入により両方の保険料を支払っている場合があります。

職場の健康保険に加入した時や脱退した時は、14日以内に手続きを行ってください。

●納付に便利な口座振替について

納期限に指定の預金口座から自動的に振替できます。納付忘れの防止や、納付のために出かける手間を省くことができますので、ぜひご活用ください。**口座振替をご希望の方は、金融機関でお手続きください。**

●アプリ決済サービスでの納付について

納付書のバーコードやQRコードをスマートフォン決済アプリのカメラで読み込む仕組みで、いつでもどこでもお支払が出来るようになりました。

●滞納すると・・・

国保税が滞納になっており再三の催告にも応じていただけない場合は、国保税の負担の公平性を確保する観点から、財産の差押などの滞納処分を行うこととなります。

また、**特別な理由がなく滞納が続くと、医療機関での受診の際に一時的に窓口で全額自己負担（10割負担）していただく場合があります。**



令和7年度分 償却資産申告について



償却資産とは、土地、家屋以外の事業の用に供することができる資産をいいます。

(自動車並びに軽自動車税の対象となる車両は除く。)

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在において所有している償却資産について、価格の決定に必要な事項を償却資産の所在地の市町村長へ申告することが義務付けられています。【地方税法第383条】

申告対象者には、12月下旬に申告書を送付します。お早めのご提出をお願いいたします。

なお、新規に事業を開始された方には申告書が送付されませんので、税務課固定資産税係までご連絡ください。

●受付期間：令和7年1月6日～令和7年1月31日まで

●提出先：税務課固定資産税係（西之表市役所1階）

●連絡先：22-1111 内線234・235



未登記家屋の譲渡、家屋の解体はございませんか



固定資産税はその年の1月1日時点の所有者に、その時点での土地・家屋の評価額を基準に課税をします。令和6年中に以下のことをされた方で、市役所に届けを出していない方はお早めに市役所税務課固定資産税係までご連絡ください。

- 登記のない家屋を人に譲った（土地と一緒に登記のない家屋を譲ったなど）
- 家屋を取り壊した

※変更の届けがない場合、他人に譲った家屋の固定資産税が元の所有者に課税されたり、存在しない家屋の固定資産税を負担することになるおそれがあります。

◆固定資産税についてのお問い合わせ先◆ 市役所税務課固定資産税係 Tel.22-1111 内線234・235

軽自動車税（種別割）は4月1日時点の所有者に課税されます。廃車等の手続きは3月31日（月）までに済ませましょう!



■問い合わせ先
市役所税務課市税係
Tel.22-1111
内線 229・233

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日時点のバイクや軽自動車、小型特殊自動車（農耕用含む）などの所有者に対して課税される税金です。

4月2日以降に廃車等の手続きをした場合、月割りはせず1年分の税金を納めていただくこととなりますのでご注意ください。

解体、使用不能、紛失等

廃車の手続きを行ってください。

特に、軽自動車税は、解体が済んでいても右記窓口での廃車手続きが済んでいない場合は課税されますのでご注意ください。

転売、譲渡、所有者が亡くなった場合

名義変更等の手続きを行ってください。

市外へ転出・市内へ転入した場合

住所変更の手続きを行ってください。

軽自動車種別	受付窓口・問い合わせ先
原動機自転車 (125cc以下)	市役所税務課市税係 Tel. 22-1111
ミニカー	内線229・233 ※郵送での手続きの場合、市役所に申告書が届いた時点での受付となりますのでご注意ください。
小型特殊自動車 (農耕作業用も含む)	
軽二輪 (125cc超～250cc以下の二輪車)	九州運輸局 鹿児島運輸支局 Tel. 050-5540-2089 鹿児島市谷山港2丁目4-1
二輪の小型自動車 (250ccを超える二輪車)	
軽三輪	全国軽自動車協会連合会 鹿児島事務所 (鹿児島県軽自動車協会)
軽四輪 (乗用・貨物)	Tel. 099-261-4011 鹿児島市谷山港2丁目4-42

※種別ごとに窓口が異なりますのでご注意ください。